

令和8年8月19日

三和管工株式会社
代表取締役 石倉 宏 様

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

苦情申出に対する回答書

令和8年8月12日付にて、貴社より提出されました苦情申出書について、下記のとおり回答させていただきます。

記

令和8年7月14日付に入札公告いたしました「二条駅冷凍機及び冷却塔更新工事」（以下「本工事」という。）について、令和8年8月3日に開札を実施し、開札後、入札参加資格の確認を行ったところ、貴社については参加資格を満たしていないため、「無効」となりました。交通局ホームページには、本来「無効」と掲載すべきところ、誤って「失格」と掲載しましたことについて、深くお詫び申し上げます。なお、その後、訂正しております。

当局の一般競争入札参加者に必要な資格は、京都市交通局競争入札等取扱要綱第14条に基づき発注する契約ごとに定めております。

本工事における、入札参加資格に定めた同条第1項(3)「発注する契約と同種の契約の履行実績があること。」のうち「同種」の具体的な項目は入札公告の3(1)エ(ウ)に記載しているとおりターボ冷凍機と明確に指定しております。スクリー式冷凍機はターボ冷凍機と構造を異にするものですので、ターボ冷凍機からスクリー式冷凍機への更新工事は、同種の工事の施工実績に該当いたしません。

したがって、貴社にターボ冷凍機の施工実績がなく、入札参加資格を満たしていないことから「無効」となりました。

なお、貴社におかれましては、令和6年度に実施したターボ冷凍機の更新工事である「十条駅冷凍機更新工事」の入札にも参加されましたが、本工事と同理由により「無効」とさせていただいており、また、本工事入札に係る質問受付期間中に入札参加資格について特段の質問も頂戴していないことから、参加資格がないことは事前に把握されていたものと考えております。

本回答に不服がある場合は、京都市交通局入札及び契約に関する苦情処理要綱第9条に基づき、京都市公契約審査委員会要綱第5条第1項に規定する契約審査専門部会に対し、再苦情の申出を行うことができることを申し添えます。

【参考】京都市交通局入札及び契約に関する苦情処理要綱（抜粋）

（再苦情の申出）

第9条 苦情申出回答書を受けた者で、当該苦情申出回答書による説明になお不服があるものは、京都市公契約審査委員会要綱第5条第1項に規定する契約審査専門部会（以下「契約審査専門部会」という。）に対し、再苦情の申出を行うことができる。

2 前項の再苦情の申出は、苦情申出回答書を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、文書により行わなければならない。

3 第5条第2項の規定は、前項の文書について準用する。